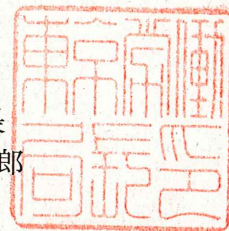


一般社団法人日本建設業連合会  
会長 宮本 洋一 様

東京労働局長  
美濃 芳郎



外国人雇用啓発月間及び外国人雇用状況届出制度の周知について（協力依頼）

初夏の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、労働行政の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、毎年6月は政府全体として「外国人雇用啓発月間」と位置付け、全国的に外国人の雇用管理改善等に係る周知、啓発活動を展開していくこととしております。

また、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律」（旧：雇用対策法）により事業主の皆様には、「外国人雇用状況届出制度」に基づく届出義務が課せられるとともに、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく適切な雇用管理が求められていることは既に御案内のとおりでございます。

つきましては、ご多忙の中誠に恐縮に存じますが、傘下の事業主の皆様に対する「本月間」及び「外国人雇用状況届出制度」に係る周知について、下記により特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。あわせて、外国人労働者に係る雇用管理や労働移動の実態などを調査する「外国人雇用実態踏査」を令和5年度から実施しております。本件につきましても、周知していただくとともに、傘下団体・会員企業が調査対象事業所に選定された際には御協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

- 1 ポスターの掲出及びパンフレット・リーフレットの配布  
貴団体事務室内に別添のポスター掲出とパンフレット・リーフレットの備え付けをお願いいたします。
- 2 ホームページ及び機関誌等への記事掲載  
貴団体のホームページ・機関誌・メールマガジン等に可能な範囲で記事を掲載していただければ幸いに存じます。周知用記事の参考例を添付いたしました。

〈本件についてのお問い合わせ〉

東京労働局 職業安定部 職業対策課 特別雇用対策係  
TEL 03-3512-1662

## 東京労働局からのお知らせ

ともに創ろう、みんなが働きやすい職場～外国人雇用はルールを守って適正に～

－ 6月は「外国人雇用啓発月間」です－

国際化の進展に伴い、日本で働く外国人労働者は増加傾向にある一方、不法就労等の社会問題も看過できない状況にあります。また、経済社会の活性化等の観点からは、留学生を始めとする専門的・技術的分野の外国人の就職促進も、我が国の重要な課題となっております。

こうした中、政府は6月を「外国人雇用啓発月間」と定め、外国人の雇用管理に係る周知啓発を実施しています。

つきましては、ホームページ上に月間周知ポスター及び事業主用パンフレットが掲載されておりますので、外国人労働者の適正な雇用のためにご活用いただきますようお願いいたします。

■ 「外国人雇用啓発月間」周知用ポスター

■ 「外国人雇用はルールを守って適正に」パンフレット

■ 「外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出はインターネットで登録できます」リーフレット

■ 「令和6年度外国人雇用実態調査を実施します。」リーフレット

掲載先ホームページ

厚生労働省 HP> ホーム> 報道・広報> 報道発表資料> 2024年5月30日> 「6月は外国人雇用啓発月間」です

### － 「外国人雇用状況届出」は事業主の義務です－

労働施策総合推進法により、全ての事業主に、外国人労働者（在留資格が「外交」、「公用」、「特別永住者」の方を除く）の雇入れと離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期限等について確認し、ハローワークへ届け出ることが義務付けられています。また、併せて、事業主には外国人労働者の雇用管理改善、離職時の再就職援助が努力義務として課せられています。「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（外国人指針）」に基づき、雇用管理の改善等に向け、ご理解とご協力をお願いいたします。

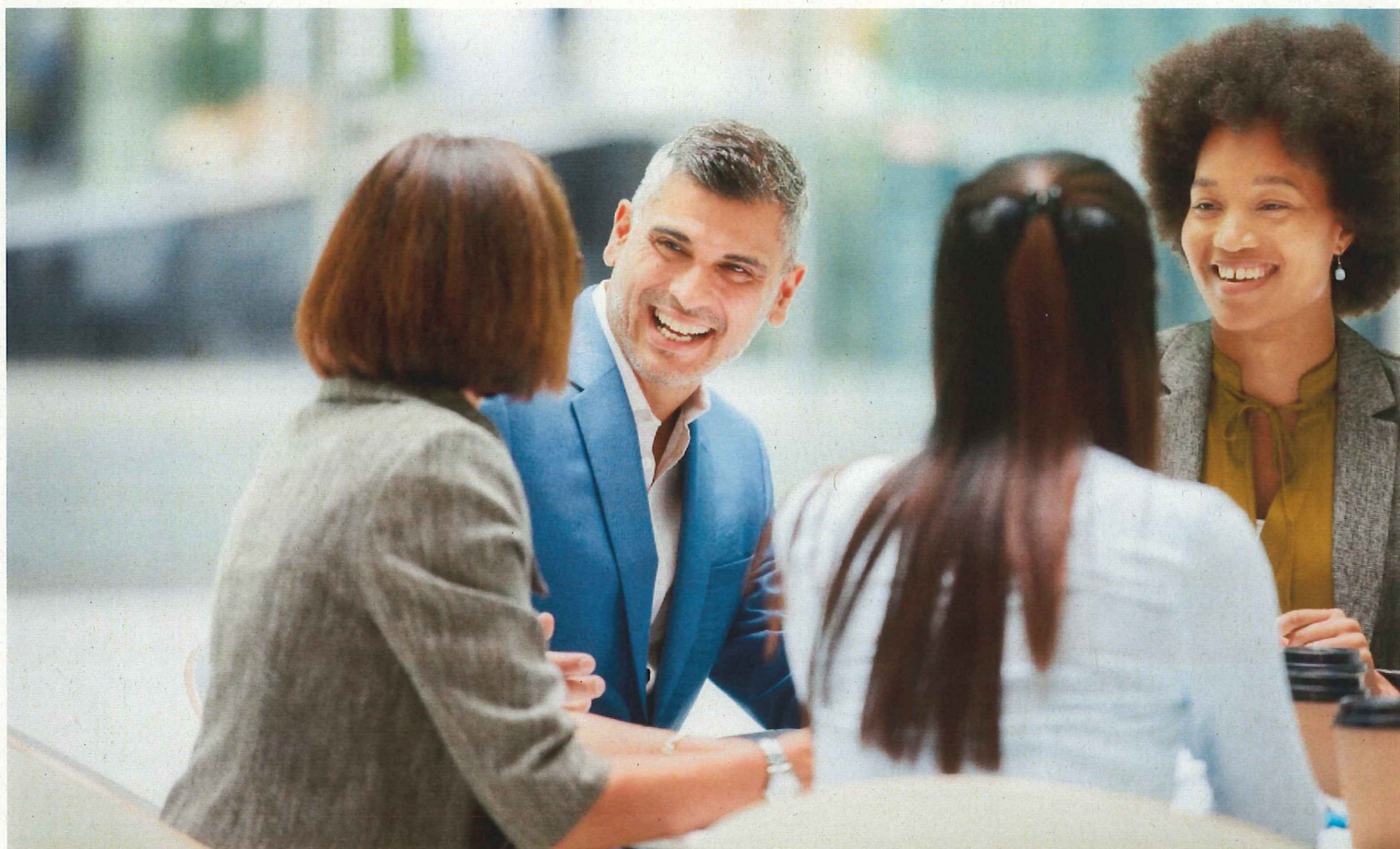
### － 令和5年度から「外国人雇用実態調査」を実施しています－

厚生労働省では、民間調査機関に委託し、令和5年度から外国人雇用実態調査を実施しています。労働者調査票や事業所調査票等の書類を調査対象事業所に郵送しますので、インターネット、または郵送でご回答ください。なお、労働者調査は5か国語で回答可能です。対象は、雇用保険被保険者5人以上で外国人労働者を1人以上雇用する事業所から抽出した約1万事業所とその事業所に雇用される外国人常用労働者、日本人常用労働者（1事業所あたり最大10人）です。

ご協力をお願いいたします。

ともに創ろう、みんなが働きやすい職場  
～外国人雇用はルールを守って適正に～

## 6月は「外国人雇用啓発月間」



外国人を雇用している事業主の皆さん  
守るべき雇用ルールを、いま一度チェックしてみましょう

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- 安易な解雇はしていませんか？
- 外国人の雇入れ・離職時に、ハローワークへ外国人雇用状況届出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より



※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせください。

外国人労働者を雇用する事業主の皆さまへ

# 令和6年 外国人雇用実態調査

を実施します。

調査へのご理解、ご回答をお願いします。

調査  
期間

2024年 **10**月**1**日  
～ **11**月**30**日

調査  
対象

外国人労働者を雇用している事業所の中から  
調査をお願いする事業所が選ばれます

雇用保険被保険者5人以上で外国人労働者を1人以上雇用する事業所から  
無作為に選ばれた約1万事業所とその事業所に雇用される外国人常用労働者、  
日本人常用労働者（1事業所あたりそれぞれ最大10人）が対象となります。

調査  
方法

9月下旬に調査票等を送付いたします。  
11月末日までに回答をお願いします。

調査で得た情報は、統計を作成するためだけに使用します。  
税金の徴収や、労働局の指導など、統計以外の目的で  
使われることはありません。

# 外国人雇用実態調査について

## 外国人雇用実態調査とは

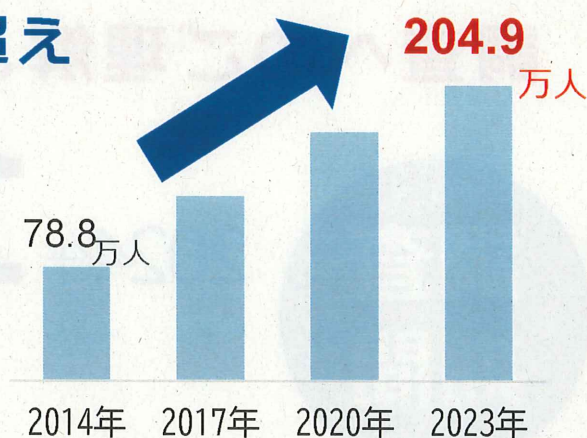
外国人労働者の雇用形態、賃金等の雇用管理の状況、入職経路に関する事項等を調査するものです。

外国人労働者の雇用実態等を明らかにし、外国人雇用に関する施策の基礎資料とするために、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として実施します。

## 外国人労働者数は200万人超え

日本で働く外国人労働者の数は、過去10年間で約3倍となるなど、急激に増えており、様々な分野で多様な技能を持つ外国人労働者が活躍しています。

そうした中、既存統計では把握できない外国人労働者の雇用管理や入職経路等の実態の把握が必要となっています。



出典：「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末現在）

## 主な調査事項

### 事業所調査

- ▶ 事業所の属性情報  
事業内容、在留資格別常用労働者数など
- ▶ 雇用する労働者の属性情報、雇用状況  
年齢、最終学歴、在留資格、雇用形態、就業形態、勤続年数、役職、職種、労働日数、労働時間、賃金など

### 労働者調査

- ▶ 労働者の属性情報  
職種、在留資格、出生地、学歴、母語、日本語能力 など
- ▶ 労働者の入職経路  
入職前居住地、入職経路、入国までに要した費用・期間など

## お問合せ先

外国人雇用実態調査事務局（受託業者：株式会社エイジェック）

〒330-0854 埼玉県さいたま市桜木町1-7-5ソニックシティビル17階

（電話番号）：0120-975-568

電話受付時間：9:00～18:00（土日祝日・年末年始除く）

E-mail：g\_koyochosa@agekke.co.jp

# 外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出はインターネットで登録できます

労働施策総合推進法に基づき、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れ時と離職時に、在留資格などを、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。

外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出は、ハローワークインターネットサービスの「外国人雇用状況届出システム」を利用するといつでも簡単にできますので、ぜひご利用ください。

## インターネットで届け出るメリット

- **24時間、365日いつでも届出できます！**  
毎週日曜日22時～翌日（月曜日）8時の間は、システムメンテナンスのためサービスを停止します。
- **ハローワークへの来所は不要です！**
- **複数の外国人についてまとめて届出できます！**
- **届出情報をインターネットで確認・修正できます！**

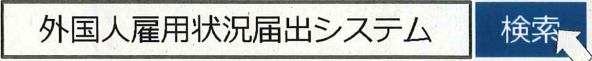
## ご利用方法 まずは「外国人雇用状況届出システム」へアクセス！

以下のいずれかの方法でアクセスできます。

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

① インターネットで「外国人雇用状況届出システム」を検索する

② **ハローワークインターネットサービス**  
(<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>)



- 「事業主の方」または「事業主の方へのサービスのご案内」
- 事業主の方へのサービス「外国人雇用状況届出について」
- 申請等をご利用の方へ「外国人雇用状況届出」



外国人雇用状況届出システムの「操作マニュアル」は、以下のページに掲載しています。  
[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/gaikokujin\\_manual.pdf](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/gaikokujin_manual.pdf)

# インターネットでの届出方法（ユーザーID登録）

「外国人雇用状況届出システム」へアクセス

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

外国人雇用状況届出システム

外国人雇用状況届出とは

留意事項

お知らせ

ログイン

ユーザーID新規登録/パスワード再登録/お問合せ

ユーザーID新規登録

「ユーザーID新規登録」をクリック

外国人雇用状況届出システム

新規ユーザーID登録

新規ユーザーID登録手順

- 雇用保険適用事業所番号をお持ちの方
- 雇用保険適用事業所からユーザーID仮登録
- 雇用保険非適用事業所からユーザーID仮登録
- ユーザーID仮登録メールを送信
- ユーザーID仮登録メールを受信
- ユーザーID仮登録メールを確認

- ①雇用保険適用事業所番号をお持ちの場合  
▶ 「雇用保険適用事業所からのユーザーID仮登録」
- ②雇用保険適用事業所番号をお持ちでない場合は  
▶ 「雇用保険非適用事業所からのユーザーID仮登録」  
をそれぞれクリック

外国人雇用状況届出システム

ユーザーID仮登録メール送信

操作説明

雇用保険適用事業所番号

届出者メールアドレス

届出者メールアドレス(再入力)

同意します

外国人雇用状況届出システム

ユーザーID仮登録メール送信

操作説明

届出者メールアドレス

届出者メールアドレス(再入力)

同意します

それぞれ次画面で必要事項を入力し「同意します」をクリック

- ▶ 入力したメールアドレスに仮登録メールが自動送信されるので、メールが届いたら開く
- ▶ ユーザ情報登録画面から必要事項（パスワードの設定を含む）を入力
- ▶ 「ユーザー情報登録」をクリック
- ▶ 次画面で登録内容を確認し「確定」をクリック
- ▶ 本登録完了

# インターネットでの届出方法（届出内容の登録）

「外国人雇用状況届出システム」へアクセス

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

登録したユーザIDと  
パスワードを入力して  
「ログイン」を  
クリック

「雇用情報メニュー」  
をクリック

「外国人雇用情報  
新規登録」をクリック

雇用情報新規登録画面で必要事項を入力

- ▶ 「外国人雇用情報新規登録」をクリック
- ▶ 次画面で「確定」をクリック
- ▶ 登録完了



# 外国人雇用状況届出システムよくあるご質問

## 1 申請方法について

### 質問

これまでは外国人雇用状況届出書（様式第3号）の届出用紙を利用してハローワークで届出を行っていました。今後はインターネットでの届出に変更したいです。必要な手続きはありますか。

### 回答

これまでに、外国人雇用状況届出書（様式第3号）、雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）、雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）の届出用紙を使って、一度でもハローワークに外国人雇用状況の届出を行ったことのある事業主の方は、インターネット上からユーザIDとパスワードを取得することはできません。お手数ですが、事業所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

## 2 ログイン情報の管理

### 質問

ユーザID、パスワード、メールアドレスがわからなくなりました。

### 回答

管轄のハローワークまでお問い合わせください。  
ハローワークで登録状況を確認します。

## 3 社会保険労務士による届出

### 質問

社会保険労務士がインターネットで届出を行う場合の注意点について教えてください。

### 回答

社会保険労務士の方も、事業主の方と同様に、インターネット上からユーザIDとパスワードを取得できます。登録時の担当者氏名欄に「社会保険労務士 ○○○○」と社会保険労務士の名称を冠して氏名を記載してください。

雇用保険被保険者となる外国人の場合は、雇用保険被保険者資格取得届または雇用保険被保険者資格喪失届に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出すると、外国人雇用状況の雇入れまたは離職の届出ができます。また、e-Gov電子申請 (<https://www.e-gov.go.jp/>) から登録ができます。その場合、外国人雇用状況システムからの届出は不要です。